

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。</p> <p>(中 略)</p> <p>第17条 <u>科目の単位数の計算の基準</u>については、別に定める。</p>	<p>第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、<u>第25条第1号により除籍された者については学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、第25条第2号により除籍された者については学部長の申請により、</u>総長が許可することがある。</p> <p>第17条 科目の単位数は、<u>1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により計算のうえ、当該学部において定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>講義及び演習 15時間から30時間までの間の範囲で定める時間の授業をもつて1単位とする。</u></p> <p>(2) <u>実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の範囲で定める時間の授業をもつて1単位とする。</u></p> <p>(3) <u>一の科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行うもの その方法の組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもつて1単位とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部において単位数を定めることができる。</u></p>
<p>(中 略)</p> <p>第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。</p>	<p>第23条</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 前項本文の規定にかかわらず、編入学又は転</p>

5・6 (略)

(中 略)

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者

(中 略)

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1)～(6) (略)
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(中 略)

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

(中 略)

学した者の休学については、当該学部の定めるところにより、通算4年未満の期間を上限とすることができる。

6・7 (同 左)

第25条 次の第1号に掲げる者については学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、第2号に掲げる者については学部長の申請により、総長が除籍する。

- (1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者

第37条

(同 左)

- (1)～(6) }
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）であつて、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、第53条において準用する第25条第1号により除籍された者については研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、第53条において準用する第25条第2号により除籍された者については研究科長の申請により、総長が許可することがある。

第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 (略)

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

(中略)

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(中略)

第53条の3 専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1)～(6) (略)

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第47条

2

3

(同左)

4 前項本文の規定にかかわらず、転学した者の休学については、当該研究科の定めるところにより、通算3年未満の期間を上限とすることができる。

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第17条、第23条第6項及び第7項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第17条中「学部」とあるのは「研究科」と、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第53条の3

(同左)

(1)～(6)

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）であつて、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(中 略)

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

(中 略)

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長

第53条の10 (同 左)

2 前項の規定にかかわらず、転学した者の休学については、当該研究科又は教育部の定めるところにより、通算3年未満の期間を上限とすることができる。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第17条、第18条の2、第23条第6項及び第7項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第17条中「学部」とあるのは「研究科又は教育部」と、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とある

<p>又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。</p> <p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第1 } (略) 別表第2 }</p>	<p>のは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p> <p>第65条 (同 左)</p> <p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第23条第6項及び第7項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p> <p>3～9 (同 左)</p> <p>附 則 (令和8年達示第47号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 } (別 添) 別表第2 }</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60 (10)	260
法学部		330 (10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240 (20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	108	644
	人間健康科学科	100 [17]	451
	計	208 [17]	1,095
			<del>1,094</del>
薬学部	薬科学科	65	260
	薬学科	15	90
	計	80	350
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	142	532
		<del>130</del>	<del>520</del>
	情報学科	98	368
		<del>90</del>	<del>360</del>
	理工化学科	235	940
計	975	3,840	
	<del>955</del>	<del>3,820</del>	
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総計		2,844	11,689
		<del>2,824</del> [17]	<del>11,668</del>
		(40)	

(備考) 入学定員の [ ] を付したものは2年次編入学定員で外数、( ) を付したものは3年次編入学定員で外数

## 別表第2

## 1 大学院(第35条関係)

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	66	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	36	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	18	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	10	20	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
教育学研究科	教育学環専攻	42	84	25	75	—	—	159
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	70	140	25	75	—	—	231
	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	8	16	—	—	—	—	
	計	78	156	25	75	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	664	1,016
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	70	140	25	75	—	—	
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	4	16	
	計	90	180	52	156	170	680	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	12	36	—	—	238
	薬学専攻	—	—	—	—	8	32	
	創発医薬科学専攻	—	—	—	—	14	70	
	計	50	100	12	36	22	102	
						<del>88</del>		
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	51	—	—	1,989
	都市社会工学専攻	57	114	17	51	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	150	22	66	—	—	
	機械理工学専攻	59	118	16	48	—	—	
							<del>1,967</del>	

	マイクロエンジニアリング専攻	30	60	7	21	—	—	
	航空宇宙工学専攻	24	48	7	21	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気電子デジタル	93	93	22	22	—	—	
	理工学							
	化学理工学	215	215	62	62	—	—	
	電気工学専攻	—	38	—	20	—	—	
		<del>38</del>	<del>76</del>	<del>10</del>	<del>30</del>	—	—	
	電子工学専攻	—	35	—	20	—	—	
		<del>35</del>	<del>70</del>	<del>10</del>	<del>30</del>	—	—	
	材料化学専攻	—	29	—	18	—	—	
		<del>29</del>	<del>58</del>	<del>9</del>	<del>27</del>	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	—	39	—	22	—	—	
		<del>39</del>	<del>78</del>	<del>11</del>	<del>33</del>	—	—	
	分子工学専攻	—	35	—	20	—	—	
		<del>35</del>	<del>70</del>	<del>10</del>	<del>30</del>	—	—	
	高分子化学専攻	—	46	—	30	—	—	
		<del>46</del>	<del>92</del>	<del>15</del>	<del>45</del>	—	—	
	合成・生物化学専攻	—	32	—	20	—	—	
		<del>32</del>	<del>64</del>	<del>10</del>	<del>30</del>	—	—	
	化学工学専攻	—	34	—	14	—	—	
		<del>34</del>	<del>68</del>	<del>7</del>	<del>21</del>	—	—	
	計	708	1,396	199	593	—	—	
		<del>688</del>	<del>1,376</del>	<del>197</del>	<del>591</del>	—	—	
農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	—	876
	森林科学専攻	58	116	20	60	—	—	
	応用生命科学専攻	63	126	17	51	—	—	
	応用生物科学専攻	52	104	17	51	—	—	
	地域環境科学専攻	40	80	12	36	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物科学専攻	33	66	8	24	—	—	
	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境学研究科	人間・環境学専攻	164	328	68	204	—	—	532
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・アフリカ地域研究研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	

	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学研究科	情報学専攻	240	480	65	190	—	—	670
	計	240	480	65	<del>185</del> 190	—	—	<del>665</del>
生命科学研究所	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		<u>2,373</u>	<u>4,726</u>	<u>876</u>	<u>2,619</u>	242	1,032	8,377
		<del>2,353</del>	<del>4,706</del>	<del>874</del>	<del>2,612</del>		<del>1,018</del>	<del>8,336</del>

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）（略）